

有効期間満了日 令和9年3月31日

熊交企第540号

令和3年11月18日

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う安全運転管理者業務の拡充について（通達）

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第68号。以下「改正府令」という。）は、令和3年11月10日に公布され、目視等により運転者の酒気帯びの有無について確認を行うこと等の規定については改正府令第1条の規定により令和4年4月1日から、アルコール検知器の使用に係る規定については改正府令第2条の規定により同年10月1日からそれぞれ施行されることとなった。併せて、令和3年11月10日に公布された「道路交通法施行規則第九条の十第六号の規定に基づき、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を定める件」（以下「告示」という。）についても、同年10月1日から施行されることとなった。

これら改正府令及び告示の趣旨、内容及び留意事項については、別添「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う安全運転管理者業務の拡充について（通達）」（令和3年11月10日付け警察庁丙交企発第412号ほか）のとおりであるので、改正府令等が円滑かつ適切に施行されるよう、部内外問わずその周知徹底に努めるとともに関係事務の運営に万全を期されたい。

※ 警察庁通達「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う安全運転管理者業務の拡充について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。